

意見書

平成24年11月28日

一般社団法人 日本建築学会

会 長 和田 章 殿

構造本委員会委員長 中島 正愛 殿

一般社団法人日本建築学会が2013年2月に発刊を予定している『伝統的木造建築物構造設計指針・同解説』について、この文書の末尾に名を連ねた日本建築学会会員の有志より、下記のとおり意見を提出させていただきます。

記

伝統的木造建築物には、金物に頼らない木組みや基礎と上屋を緊結しない石場建てなどの要素があります。こうした地域の気候や風土に適応し伝承されてきた伝統的木造建築物の諸要素は、建築基準法の木造に関する仕様規定を満たさないため、法律的に建てにくい状況に置かれてきました。しかし、2000年の建築基準法改正により、仕様規定に則らない建築物でも、限界耐力計算で安全性を証明できれば建築できる道筋がつき、伝統的木造建築物も合法的に建てることが可能となりました。ところが、一連の耐震偽装事件をきっかけに厳格化された2007年の建築基準法改正以降、構造安全性の検証に限界耐力計算を用いる建物は、4号建築物相当の住宅であっても多大な費用や時間がかかる構造計算適合性判定を経ないと着工できなくなり、そのことにより、伝統的木造建築物の着工数は激減しました。それに加え、現時点では実務者が構造計算を行う際や、確認審査機関や構造計算適合性判定機関が審査を行う際に参照できる、安全性の検討に必要な全ての項目を網羅した設計法がないため、実務者のみならず、確認審査機関、構造計算適合性判定機関においても混乱が続いています。

こうした伝統的木造建築物がおかれている危機的状況を打開し、実務者が使いやすく、石場建てを含む伝統的木造建築の設計法をつくるために「伝統的構法の設計法作成および性能検証実験検討委員会」（以下、検討委員会）が発足し、研究、解析、要素実験、実大震動台実験などを重ねてきており、2012年度末を目処に、その成果を伝統的構法に特化した設計法として、まとめようとしているところです。最終的には、作成した設計法を国土交通省に提出し、建築基準法における告示化することで、伝統的構法を実践する実務者が使えるものを目指すものです。

この伝統的構法のための設計法がまさに仕上げの段階に入る2013年2月というタイミングで、『伝統的木造建築物構造設計指針・同解説』（以下、指針）を日本建築学会の刊行物として発刊する予定があることを知りました。

建築学会から発刊される指針と、検討委員会から提案される設計法とが同時期に世に出ることは、建築実務者や審査機関にとっては「ダブルスタンダード」となり、改正基準法施行以来、ただでさえ伝統木造建築物の確認審査が滞り、困難になっている状況にあって、さらに混迷をきわめる元となるのではないかと感じています。

実務者が建築学会の指針と検討委員会の設計法とが、どのような意味合いで「ダブルスタンダード」となるように感じているか、その一番大きな危惧について説明させていただきます。検討委員会がとりまとめている設計法では、石場建てを含む伝統的構法の建築を可能とすることをめざしていますが、その一方で、指針の冒頭では「柱脚の滑りを許容する仕様は適用の範囲に含まない」とあります。石場建てを適用範囲外とする指針が、設計法が世に出る直前に学術的権威を持つ日本建築学会から発刊され、ひとたび全国の確認申請窓口となる行政や審査機関に配布されれば、その影響は多大なものとなることは明らかです。最悪の場合、石場建ては行政や確認審査機関での運用上も「適用範囲外」として扱われ、建築不能な状態になりかねないのではないかと懸念しています。

私たちは、伝統的構法を実践する者であり、それを未来につなげていくことを、切に願っています。新しくできる、石場建てを含む伝統的構法の設計法の完成を目前にしたこの時期に、確認審査のプロセスにおいて混乱を招くおそれのあるこの指針が日本建築学会から発刊されることの影響の大きさを危惧し、この意見書を提出するに至りました。

建築学会会長、構造本委員会委員長におかれましては、上記の件につきまして、日本建築学会の権威と建築実務者、構造設計者、確認審査機関などに対する社会的な影響力について熟慮していただいた上で、本来、伝統的構法に携わる実務者のために作られるはずの指針が、かえって伝統的構法をますます実現しづらいものになることのないよう、発刊の中止、または、発刊の時期をせめて検討委員会が作成している設計法が告示化されるまで、延期していただくことをご検討願います。

日本建築学会として図書を刊行することは、われわれ会員の会費をもってなされる事業のひとつです。よって、以下に記した建築学会会員の連名にて、この意見書についてのご回答を求めます。ご多忙中恐縮ですが、12/3（月）中に、下記メールアドレスまでお送りくださるよう、お願い申し上げます。

建築学会会員

（20名の会員番号、氏名、支部名を列挙しました）

なお、この件に関する連絡は下記までお願いいたします。

連絡担当 和田洋子

t e l : 0 9 0 - 2 0 9 4 - 5 0 0 6 m a i l : w a d a @ b a j a n e . c o m